

1 高額介護サービス費

1か月に利用した介護保険サービスの利用者負担額（1割から3割）が、所得区分ごとに設定された上限額（15,000円、24,600円、44,400円、93,000円、140,100円）を超える場合に、超えた金額を支給する制度

2 公費負担医療

感染症や難病の患者、生活に困窮している社会的弱者、精神障害や公害により健康被害を受けた人などを対象として、医療費の全部または一部を国や地方自治体が負担する医療費助成制度

3 公費負担医療対象サービスがある場合の高額介護サービス費

(例) 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する「特定医療」の対象で、非課税世帯（年収80万円以下）の方

【利用者負担割合が1割、利用者負担上限額が15,000円、公費負担医療利用者負担上限額が2,500円の場合】

利用介護保険サービス	費用総額	介護保険給付額	公費負担医療支給額	公費負担医療利用者負担額	利用者負担額
福祉用具貸与	20,000円	18,000円	0円	0円	2,000円 (A)
通所介護	200,000円	180,000円	0円	0円	20,000円 (B)
訪問リハビリ	100,000円	90,000円	7,500円	2,500円 (D)	0円 (C)

① 誤った算定（現在のシステム）

利用者負担額			利用者負担額の合計	利用者負担上限額	高額介護サービス費支給額
2,000円 (A)	20,000円 (B)	0円 (C)	22,000円 (A)+(B)+(C)	15,000円	7,000円 (ア)

② 正しい算定

利用者負担額		公費負担医療利用者負担額	利用者負担額の合計	利用者負担上限額	高額介護サービス費支給額
2,000円 (A)	20,000円 (B)	2,500円 (D)	24,500円 (A)+(B)+(D)	15,000円	9,500円 (イ)

③ 差額 (イ) - (ア) = 9,500円 - 7,000円 = **2,500円 (追加支給額)**

※ 本市の介護保険システムにおいて高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療の対象となる介護保険サービス（例の訪問リハビリ）を利用したとき、公費負担医療利用者負担額を含めて算定すべきところが、一部の方については反映されていなかったため、支給額に不足が生じたものです。